

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時  
平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 49 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、  
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、  
吉田敬子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者  
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、  
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、  
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、  
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、高橋参事兼団体指導課総括課長、  
黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、  
瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、  
前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、  
高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、  
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、  
小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、  
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、  
山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、  
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査
    - ア 議案第 1 号 平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）

イ 議案第 16 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第 34 号 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

## 9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費及び第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 6 款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案（その 1）、議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）です。当部の補正関係予算ですが、3 ページをお開きいただきます。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 1,470 万 2,000 円と 11 款災害復旧費 3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 2,325 万 6,000 円を合わせまして 3,795 万 8,000 円を増額しようとするものでありますが、この内容は、東日本大震災津波からの復旧、復興工事などの業務の増大に伴う職員の超過勤務手当であります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。4 ページをお開き願います。第 2 表、繰越明許費の表中、当部の所管ですが、6 款農林水産業費の 2 事業、10 億 2,727 万 6,000 円を翌年度に繰り越して使用しようとするものです。

なお、繰越明許費については、通常 2 月定例会で御提案させていただいておりますが、今回の 2 事業につきましては計画調整や工法の検討に不測の日数を要したため、今後の入札発注において適正な日数を確保し速やかに着手する必要があることから、今回の補正予算で設定しようとするものです。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）の 21 ページですが、内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 16 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。

工事名は、崎浜漁港海岸災害復旧（23 災県第 568 号防潮堤その 2）工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内。請負者は、株式会社小田島組。契約金額につきましては、変更前の契約金額が 5 億 8,495 万 6,080 円、変更後の契約金額は 9 億 9,625 万 320 円となっております。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 241.4 メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は今回の変更が 3 回目の契約変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしましては、第 1 回変更は契約直後に単価適用年月の変更を行ったものであります。第 2 回変更は、年度支払限度額の変更を行ったものであります。今回の第 3 回変更は、地盤から転石が出現したことに伴う鋼管杭の打ち込み工法の変更、仮設矢板の増、労務及び資材等の単価上昇に係るインフレスライド変更及び工法変更等の検討に時間を要したことに伴う工期延伸を行おうとするものです。今回の変更により契約金額が 9 億 9,625 万 320 円となり、当初議決額に対し 70.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

続きまして、資料の 3 ページをごらんいただきたいと思えます。崎浜漁港海岸の計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。上段左側に仮設矢板工の標準図がありますが、仮設矢板の増は近接する隣地のブロック積み擁壁に影響を与えさせないため、仮設の土どめとして追加したものであります。また、下段に杭基礎工の状況写真がありますが、掘削の結果、一部で想定していない転石が出現したため、鋼管杭の打ち込み工法を当初予定してい

た打撃工法から、転石があっても施工可能なケーシング掘削工法に変更したものであります。さらに、一部では転石が大きくてかたいため、ケーシングパイプが目詰まりし、土砂の採出が施工不能となったため、前処理としてダウンザホール先行掘削により転石の破碎処理を行ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 まず、変更後の期間として平成28年3月31日までの延長ですが、これは変更後の工事がこの期間内にできるのか確認です。

それから、労務及び資材等の単価上昇による増という変更の内容でしたが、昨今の単価はどのような推移で増加になっているのか、状況をお聞かせください。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 工期の延伸ですけれども、来年の3月31日を目標にやってみますが、現場状況で今後また何か出てくる場合は、また工期の延長も考えなければならないと考えています。

それから、労務費、資材等の単価の状況です。まず普通作業員の労務費ですけれども、平成26年7月の当初契約のときは1万6,100円です。平成26年8月の単価適用年月変更のときは変わりなくて、その後スライドをやりました平成27年3月に1万6,400円で、当初契約より300円上がっている状況です。同じようにとび工も平成26年7月と比べると平成27年3月は1,100円の増、型枠工については同じように1,500円の増となっております。それから資材につきましては、生コンクリートは24の8の25の規格の場合ですけれども、当初契約時は1万5,850円ですが、平成27年3月まで変わっていません。それから資材の32ミリ径の鉄筋ですけれども、当初契約は7万2,000円ですが、スライド時には逆に6,000円下がって6万6,000円で、比較的落ちついてきている状況にあると思っております。

○嵯峨耆朗委員 さまざまな単価の変更ということですが、生コンクリートについて確認ですが、この間、市町村に行ったときに宮古市以南の生コンクリート単価が非常に高いと言われましたが、そういった実態はあるのですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 沿岸でも宮古市、大船渡市、久慈市とか地区ごとにはありますが、生コンクリートの地区ごとの詳しい状況は手持ちの資料がありませんが、一般的には各地域で骨材の値段とかを加味して値段を決めていますので、その地域で供給可能な石綿管とかが影響してくるのではないかと考えています。

○嵯峨耆朗委員 調べてみればいいと思うのですが、私が聞いているところだと、相当違うようです。どうしても生コンクリートは1時間ぐらい回るとか30キロメートルとかの限定があるでしょうし、地域における単価の違いは、確かに骨材とかさまざまなものがあるでしょうけれども、実態はそれで説明できないぐらい違うのです。こういった変更をする場合も、例えばどこがスライドかわからないけれど、安いところでやると、うんと下がって、同じ工事でもそういう実態もあるやに聞いております。こういった変更は単なる変更ではなくて、きっちり対応しないと高いものになってくるような気がします。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 その辺の内容につきましては、県土整備部の建設技術振興課が担当しておりますので、そちらと連携を図って反映したいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明します。

議案は、議案書（その 3）の 5 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 34 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。

工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23 災県第 679 号防潮堤その 2）工事。工事場所は、下閉伊郡山田町大沢地内。契約金額は 7 億 8,084 万円。請負者は、株式会社小原建設であります。

次に、2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の現在の状況で、下段の計画平面図に施工区間 320 メートルを旗揚げして位置をお示ししております。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段の計画平面図では、大沢漁港海岸全体の復旧計画に赤で防潮堤その 2 工事の位置をお示ししております。中段の被災前後の航空写真には施工箇所の位置を赤丸でお示ししております。下段に標準断面図を掲載しており、工法形式は傾斜型の防潮堤で、計画高は T. P. 9.7 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 今回も低入札です。安く、完成品がしっかりしていることにこしたことはないわけですが、先ほどの契約関係もそうですけれども、契約を変更することがないわけではないと。その場合に、設計変更で金額がふえるけれども、入札率のままふえていくということで、安いけれども、低入札でとれば、後で帳尻を合わせるといった感じになることはないという説明を受けますけれども、先ほどの説明でいくと変更した場合に単価が上がって、人件費等、さまざまなものがかかっていくことによって、当初契約の 87.78%以上の契約率になってくることが想定されるわけです。ですから、まずとったほうがいいのかということはないと思うのですけれども、その点どう考えられますか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 請負率は変わりませんので、変更後に設計金額が上がったとしてもその率になります。場合によっては業者がそこで苦勞するということもあり、一概に最初にとったからといって有利になるということはないと考えています。

○嵯峨耆朗委員 有利になっては困るので多分ないと思うのですけれども、低入札での落札が結構ふえてきています。そうなった場合に、低入札価格調査をやっているのでしょうかけれども、調査しても必ず落札されています。ここで問題にすることはないのかもしれないのですけれども、調査基準価格とか、あり方を含めて今後の課題として考えていただければと思います。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港漁村課所管では、低入札については、前回の議会から2件目ですので、常態化している状況ではないのですけれども、そのような状況がふえましたら県土整備部とも一緒に対応を考えてまいりたいと思います。

○田村勝則委員 3点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、工期についてです。平成30年3月20日の完成予定ということですが、工程表でいくと着工時期はいつごろになるかお聞きしたいと思います。

もう一つは、大沢漁港は山田湾の中で一番北側のほうになるわけですが、既にホタテの養殖とかいろいろなものが張りついてきています。漁業もこれからどんどん仕事がふえていく中での工期になるわけですが、地元の山田町を初め、住民説明会等を実施した中で、要望等はなかったのかお聞きしたいと思います。

あと、3ページを見ますと別途発注予定ということで左右に防潮堤が予定されているわけですが、予定時期がいつごろかお聞かせいただきたいと思います。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 まず1点目の工期の件ですが、着工は、議会で承認いただければ即契約いたしますので、その後業者が準備などをして現地に張りついてまいりますので、一般的には1カ月後ぐらいから工事が着手されると考えています。

2点目の地元説明会の状況ですけれども、大沢地区ではこれまでに10回行っております。その中では平成23年10月に防潮堤の高さを示して、皆様から御意見いただいていますし、平成25年5月には断面とかをお話しして了解いただいているところで、特段大きな要望とかはないと聞いています。

3点目の今後の発注予定ですけれども、まだ具体的に時期をお示しできるところではないのですが、現在こちらの用地取得を鋭意進めていまして、準備が整い次第、速やかに工事発注し、平成29年度までに全体の完成を目指しているところです。

○**田村勝則委員** 例えば延伸したりしますと、その辺の漁業に対する支障にならないように当然配慮されて進めると思うのですが、とにかく漁業者が多い地域ですので、そういうことで業務に支障がないかということも含めて、工事の予定は順番的にどちらが先になるのかお聞かせいただきたいと思います。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** まず、漁業への影響ですけれども、今後工事が着手になりましたら工事説明会等を開きまして、その辺は地元の方と十分調整して工事を進めたいと思っています。

それから、今後どちらを先に着手するかですが、用地の絡みもありますので、それが終わったところからと考えています。

○**高橋元委員** 今回の工法は堤体盛土ですが、この工事で工期がおよそ2年となっていますけれども、素人の考えではもっと早くやれそうな工法ではないかという思いがしているのです。それから、堤体に使用する土とかはどのようなところから調達するのか、教えていただけますか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** まず、この傾斜堤がもっと早くできないかということですが、堤体盛土がかなり高く、8メートルぐらい盛っていますので、巻き出ししながら順序に転圧して、地盤沈下が起きないようにしながら施工するものですから、多少時間がかかるかと思っています。

それから、盛土材の入手ですが、現在予定しているのは県道重茂半島線の道路整備工事の発生土砂を利用したいと考えているところです。

○**高橋元委員** まだまだ工事をやっておりますので、有効に活用されればというように思っております。

ここの堤体は、これから発注するところも全部同じ形になるのですけれども、こういう工法を選んだことについて、住民説明会とかをもとにしたのか、県、町としてこういう堤体のほうがいいという結論を出したのか、その経過はどうですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 防潮堤の形式ですけれども、基本的には国費を投入してやるものですから、まず経済性が重視されます。防潮堤は傾斜堤とコンクリートの直立堤のおおむね2種類あるのですけれども、傾斜堤のほうが安価ということで、第一に傾斜堤を考えます。その場合、堤体幅40メートルという用地が必要で、それがとれるかどうか条件になってまいります。大沢漁港海岸につきましては、この漁港範囲が区画整理事業によって移転されるということで、用地が確保できることから、これを採用して、住民の方にも合意を得ているところです。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部からT P P協定交渉大筋合意により想定される本県農林水産業への影響ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○中村企画課長 それでは、T P P協定大筋合意により想定される本県農林水産業への影響について御説明いたします。

T P Pにつきましては、県内でも生産者を初め、各方面から不安の声や懸念の声が出されております。国におきましては、先月40品目において品目ごとの財政的な影響を公表し、さらに11月25日には、農林水産業体質強化対策や重要5品目関連の経営安定対策を盛り込んだ総合的なT P P関連政策大綱を決定し、公表したところです。県といたしましては、こうした声や国の動きなどを踏まえ、本県において現時点で想定される主な農林水産物に係る当面の影響について中間取りまとめという形で整理したものです。

なお、国は年内に経済効果分析結果を公表するとしていますので、分析結果等を踏まえながら、今後さらに詳細な分析を進めていく予定としています。

それでは、1ページ目をお開き願います。具体的に品目ごとに御説明いたしますが、左の欄がT P P交渉の結果や国の影響分析、そして大綱で示された主な対策を整理しています。そして、右の欄がこうした状況を踏まえた本県への影響、また参考ですけれども、県内産出額、全国での位置づけなどを整理しています。

まず、米についてです。新たにアメリカ、オーストラリアの輸入額約7.8万トンが設けられるわけですけれども、国は備蓄米の運営を見直す、そして新たな輸入枠相当量の国産米を政府備蓄米として買い入れながら市場流通する食用米の総量をふやさないとしていますが、いずれ安い米が入ってくると業務用を中心に米価の下落が懸念されるところです。

麦についてです。事実上の関税であるマークアップは、政府が輸入する際に徴収する売買差益のことですが、これを削減することにより国産麦の販売価格に及ぼす影響があるわけですけれども、本県では南部小麦を初め、県産小麦のほとんどが県内製粉業者との結びつきにより生産されておまして、こうした取り組みなどにより当面影響は小さいものと見込んでいます。

2ページ目をお開き願います。牛肉についてです。国は当面輸入の急増は見込みにくい



としつつも、乳用種を中心に価格の下落を懸念し、今回の大綱にも肉用牛肥育経営安定特別対策事業の法制化、あるいは補填率の引き上げの検討を示されているようですが、県といたしましても安い牛肉が大量に入ってくると、輸入肉とバッティングします乳用種、あるいは交雑種等を中心に価格の下落が懸念されているところです。

豚肉につきましても、国は牛と同じく安い豚肉にかけられている従量税が削減されると、国内産価格が下落することを懸念して、いわゆる豚マルキンの法制化、あるいは補填率の引き上げなどを検討しているところです。本県にとりましても、いずれ安い豚肉が入ってきた場合には国産価格の下落が懸念されています。

次に、乳製品です。脱脂粉乳とバターについてですが、新たにT P P枠として生乳換算で最大7万トンが設けられます。過去2年間を平均すると年間17万トンの追加輸入量ですが、この範囲内ということで、当面影響はないと見込んでおりますが、輸入乳製品が増大し、直接的に競合する北海道の加工向け生乳が飲用向けに回ってくるようなことになると生乳価格の下落が懸念されるものです。

以上が重要5品目と言われるものですが、3ページ以降、その他品目も載っています。野菜につきましても、現行でも関税率が低いこと、新鮮さが求められるものが多いこと、また、ハウレンソウ、里芋などの冷凍野菜が中国から入ってくるなど、T P P交渉参加国以外の輸入がほとんどであり、当面影響は小さいものと見込んでいます。

果実につきましても、同じく品質面で外国産とは差別化が図られているものが多いことから、当面影響は小さいと見込まれています。

鶏卵、鶏肉ですが、鶏卵につきましてもT P P交渉参加国からの輸入量が少ないこと、鶏肉につきましても、現在輸入の大部分をブラジルが占めるということで、同じくT P P交渉参加国からの輸入が少なくなることから、当面影響は小さいと見込んでいます。

木材ですが、合板につきましても、本県の場合は、ほとんどが構造用合板で、マレーシア等から入る型枠合板とは異なることから、当面影響はないものと見込んでおりますが、カナダなどから安い製材品の輸入が増大してきますと、価格下落も懸念されております。

海藻類につきましても、現在中国、韓国からの輸入がほとんどということで、当面影響は小さいと見込んでおります。その他水産物につきましても、同じく安いものが大量に入ってくるようになれば、価格の下落が懸念されると思っています。

先ほどからT P P交渉参加国からの輸入が少ないという話をしておりますけれども、関税撤廃となりますと、それを契機に輸入相手国が変わることも考えられ、そうしますと国産価格の下落が懸念されることから、長期的なこともしっかりと見きわめていかなければならないと思っています。

以上が本県を代表する主な農林水産物への直接的な影響として考えられるものを整理したものです。冒頭申し上げましたとおり、国では経済効果分析結果を公表するとしています。県としましてもこういったものを踏まえながら、さらに詳細な分析を進めることとしています。国のほうでは、補正予算の話も出ているようですが、国は12月18日に説明会

を開催する予定としています。必要な対策につきましては、こういったさまざまな機会を捉えて国に要望しますとともに、県の対策本部などを通じまして対応を検討してまいります。

○**松岡水田農業課長** 平成27年11月30日に国から公表、通知されました平成28年産米の生産数量目標について御報告いたします。

まず、全国生産数量目標等ですが、国は米の需要が毎年8万トン減少していることを踏まえ、平成28年産米の生産数量目標を平成27年産の751万トンより8万トン少ない743万トンと設定いたしました。これは、昨年と比較して1.1%の減少となります。

また、平成27年産から自主的取組参考値を設定しておりますが、平成28年産においては平成29年6月末の民間在庫量を近年では低位な水準、180万トンとなるものとして735万トンと設定いたしました。これは、前年と比較して4万トン、0.5%の減少となります。

次に、本県の生産数量目標等ですが、国は昨年の配分の時点で平成28年産の配分については平成27年産米の都道府県別のシェアを固定するとしておりました。本県の配分のシェアは、およそ3.61%となっております。本県の生産数量目標は26万8,321トンで、前年と比較して2,889トン、1.1%の減少となり、面積に換算しますと5万342ヘクタールで、538ヘクタールの減少となります。また、自主的取組参考値は26万5,432トンで、前年と比較して1,448トン、0.5%の減少となり、面積に換算すると4万9,800ヘクタールで270ヘクタールの減少となります。

次に、今後の対応ですが、本県に示された生産数量目標と自主的取組参考値に基づいて、平成16年産から用いている岩手県の配分ルールにより市町村別の生産数量目標等を算出し、12月15日に県段階の農業団体等で組織する岩手県農業再生協議会での協議を経て、12月16日に市町村、農協等にお知らせいたします。

2ページをごらんください。生産数量目標の減少への対応といたしましては、水田を有効に活用し、農業者の所得を確保するため、いわての美味しいお米生産・販売戦略に基づいて県産米の消費拡大などの取り組みを強化するとともに、国の制度を最大限に活用し、大豆や飼料用米等への転換や野菜、花卉の拡大などを推進していく考えであります。

参考といたしまして、下に二つの表を掲げております。一つ目の表は、平成24年産以降の全国と本県の生産数量目標の推移です。また、二つ目の表は東北6県の状況です。全ての県において前年産と比較して1.1%の減少となっているところです。

○**高橋孝真委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**嵯峨亮朗委員** きょうの一般質問で県産農産物の輸出についての議論がありましたが、きょうの岩手日報に載っておりますけれども、本県の輸出額が過去最高ペースで1億1,940万円ぐらい、前年同期比20%増という数字をどう捉えていますか。きょうの一般質問で、青森県はリンゴだけでも109億円の輸出をしているという話をしていましたけれども、そういったことから見るとこの数字はどう捉えておりますでしょうか。

○**伊藤流通課総括課長** 本日の各新聞に載っておりますけれども、岩手県からの農林水産

物の輸出は非常に好調ですが、全国の比較で見るとパーセンテージはかなり低いです。これは大手企業が介在した輸出がかなり多く含まれていることと、加工品が多いという部分があります。この中で、本県の輸出がどうかという部分でありますけれども、東北の中ではかなり先進的に輸出を展開しております、米、牛肉は軒並み伸びております。これにつきましては、今後ますます拡大に向けて展開してまいりたいと考えております。

○**嵯峨老朗委員** 金額だけでどうこうというものはないでしょう。確かに加工品は多いのだそうです。農産物になっているのでしょうか調味料とかも。

あとはリンゴの生産量を見ると、一番新しい平成 25 年の統計で、全国 4 番目ですか、そういった数字から、もっと輸出があってもいいと思うのです。牛肉と米で大体 9 割以上といった面でいくと、どこか角度を変えるだけでも相当伸ばせるような気がするのです。東北の中では検討するという話ですけれども、どこに問題があるのでしょうか。

○**伊藤流通課総括課長** リンゴの輸出につきましては、平成 17 年か平成 18 年ころが岩手県のピークだったと思うのですが、それは台湾に対する輸出が一番でしたけれども、平成 21 年に農薬規制が非常に強化され、実態としては岩手県から台湾へのリンゴの輸出はゼロという形です。

反面、今は、マレーシア、タイ、シンガポール、香港などでは岩手県のリンゴに対する評価が非常に高まっております。昨年行われました香港のイオンフェアにおきまして、県産のはるかの評価が非常に高く、イオンからは、来年 1 月に行いますイオンフェアで、はるかを強化したいという話もありますので、そういったところを展開してまいりたいと思っております。

それから、台湾に向けましては、いろいろ規制が厳しい状況ですので、引き続き国を通じまして規制緩和に向けて要請してまいりたいと考えております。

○**嵯峨老朗委員** 何回か台湾に行ったとき、岩手県のリンゴが売っていたのですが、三越とかに行っても確かに減っているのです。規制があるということは、青森県も輸出はしていないということなのか、どうなのでしょう。

○**伊藤流通課総括課長** 青森県も一旦は台湾の輸出が皆無だったのですけれども、特別に農薬の使い方についていろいろ対策をとったと聞いておりまして、青森県は台湾への輸出が回復基調です。ただ、岩手県におきましては、台湾から示された農薬を使わないことのリスク等を考えたときに、そこまで台湾をターゲットにするかという部分では、生産団体などから懐疑的な意見もありますので、そこは今後とも調整してまいりたいと考えています。

○**嵯峨老朗委員** 大体わかりました。きょうの新聞を見ると、実は 1 面で取り上げることかなと思って見ていたのです。過去最高ペースと書いていますが、よく見たら 1 億 1,940 万円ですね。もともと疑問だったのですが、これだけの金額を輸出するために、冷凍、冷蔵も含めて物流コストが相当かかると思うのです。そうすると採算が合っているのか思ったりするわけです。これは、生産者から見た場合にどうなのでしょう。それなりの経費を

払うわけですが、もうかっているのかどうか。

○伊藤流通課総括課長 物流コストですけれども、輸出の場合、岩手県から直接ではなくて、例えば米であれば国内の流通の卸業者を通じ、現地の商社に輸出するルートをとっております。肉では全農ミートフーズを通じて輸出するので、そういったところの物流はカバーしていただけたと考えております。実際牛肉については、卸単価が国内と海外は変わっておりません。米については、国内向けと比べますと7割くらい低くなる場所ですが、新規需要米という取り扱いを受け、先ほどの生産調整の枠外という扱いですから、できれば米をそのままつくり続けたいという農家にとっては効果があるということです。

確かに海外に行きますと、現地での販売価格が日本よりも高い値がついている場合がありますが、東南アジアは高所得者が非常にふえており、購買意欲は衰えておりません。また、日本食が非常に評価されておりまして、今後ますます可能性があると考えております。

○嵯峨老朗委員 大体わかりました。多分地域事情もあるだろうし、どうしてもギャップがあるのでしょうかけれども、恐らく望まれるものを生産しないと売れないですね。ですから、需要に応じてぜひ柔軟に対応して、少しでも生産者側がもうかるようにやって再生産につなげていただければと思います。

○菅野ひろのり委員 輸出について関連質問させていただきます。

日本国内の問題なのですけれども、マーケットが当然縮小しているわけですから、海外への輸出を強化していくことは、そのとおりであります。特に肉牛に関して、比較的海外商品と比べてわかりやすい商品だと思っていますから、それはやはり注目していかなければいけないという中でいいますと、岩手畜産流通センターでの輸出可能国についてお聞きしたいのですが、岩手県では輸出とはいっても肉牛の輸出の体制は余り整っていないのではないかと捉えております。その中で本県は岩畜の施設整備を早くから進めていまして、そこで屠畜しますと海外への輸出が可能になると思っていますが、アメリカ以外に輸出できる国は具体的に何カ国ぐらいあるのでしょうか。できれば国名のお答えもいただけると幸いです。

○伊藤流通課総括課長 岩畜におきましては、いち早く海外輸出用の施設整備を図りまして、平成21年にタイ、平成23年にアメリカ、平成24年に香港、平成26年にメキシコ、ベトナム、同じく平成26年3月にニュージーランドへの輸出が認可となったところです。これは新聞にもございましたが、東日本では岩畜と群馬県の2カ所だけということで、そういったところでのメリットがあると考えております。

〔「シンガポール」と呼ぶ者あり〕

○伊藤流通課総括課長 すみません、シンガポールも含まれます。

○菅野ひろのり委員 今お答えいただいた中で、岩畜、群馬県とありましたが、あわせましてほかの地域での屠畜場で海外に輸出している他県の例はあるのでしょうか。

○伊藤流通課総括課長 手元に資料がないのですが、西日本のほうにあり、九州のほうでは鹿児島県、宮崎県とか複数の施設がありました。全国では、例えばアメリカ向けだと10

カ所だったとっております。

○菅野ひろのり委員 これから国内の消費がどんどん減っているわけですから、海外に向けての輸出を加速させていきたいということは、そのとおりです。今回初めてそういったことを教えていただきましたので、これからの海外への展開に注力していただきたいと思っていますし、依然として農家は、国内の市場のほうはまだまだ価格が高いというところで、海外への輸出と、二の足を踏むケースも多々あると思います。そういった状況も緩和できるように、より努めていただければと思っています。

○高田一郎委員 輸出の問題でお伺いしますけれども、国内のマーケットも縮小しますから海外戦略も非常に大事な課題だと思えますし、国も輸出戦略で1兆円を掲げております。そういっても課題もたくさんあると思えます。きのうの質疑を聞いて、平成26年度の岩手県の輸出は6億2,000万円で、そのうち、牛については1億1,000万円、米は6,000万円という数字を出されました。これは、具体的にどういう国々に対する輸出なのか、実態を示していただきたいと思えます。

○伊藤流通課総括課長 農産物では6億円ですけれども、一番多いのが水産物で、牛肉につきましては現在シンガポール、香港、アフリカ、特に最近ふえたのがケープタウンです。若干ですが、タイ、メキシコ、ニュージーランドにも輸出しております。

それから、米につきましては、一番多いのがシンガポールです。それに加えて香港、アメリカです。お付き合いのある商社が実験的にオランダと、ロシアにも若干輸出を試みているところです。

○高田一郎委員 農産物の輸出がふえているといっても、牛については1億1,000万円、米は6,000万円ですけれども、実際海外で評価が高く売れるということは大事なのですが、問題は海外戦略を行って、農家所得がプラスになっているのかが非常に大事だと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○伊藤流通課総括課長 海外ですけれども、特に日系のスーパー、量販店などで経営を展開しながら、スーパーでの常設をもくろんでいるところで、若干その成果も出ております。

それから、もう一つは日本食レストランが非常にふえておりますので、日本食レストランに対して現地の商社を通じてしっかりと入っていくような仕組みをつくっているところです。農家への所得ですが、牛肉に関しては国内も海外も余り価格差はありませんので、もし売りたいということであれば実際それに反映していくのかと思います。米に関しましては、若干価格は落ちますけれども、米をつくりたいけれども、生産調整でなかなか出せないというときは、新規需要米という形で対応ができると思います。いずれにつきましても生産者側、生産者団体側の意欲を尊重しながら一緒に拡大していければと思っています。

○高田一郎委員 これから輸出をどんどんふやしていく部分で何が課題なのか。また、海外進出をしても運送費用とかさまざまな経費がかかるけれども、国内で売り買いするよりも生産者に対しメリットがあるのか。それは、農業団体関係者の声もあるのですけれども、農家に対して所得の向上につながっているのか、この点はどうなのでしょう。

○伊藤流通課総括課長 物流コストに関しますと生産者が負担するものではなくて、例えば生産者から生産団体に行き、そこから商社を通じて行くので、生産団体と商社との取引での価格設定ということになるかと思えます。

そういった中で、生産者のメリットですけれども、国内だけでは飽き足らずにもっと売りたいという生産者にとってはやはりメリットがあると考えております。ただ、それが価格として、海外だから非常に高く売れるとか、生産者に所得、収入が行くということではなくて、国内と国外という非常に多様なマーケットに対してどう販売を展開していくかということだと考えております。

○渡辺幸貫委員 まず米について伺います。

政府は、備蓄米を5年間保管から3年間保管にしました。私の考えでは古いかもしれませんが、古古古古米は食べられないけれども、古古米ぐらいならば業務用の何かの形にして我々人間が食べるものにできるというのが今までの常識です。ですから、この意味するものをどう捉えているかお聞かせください。

○星野県産米戦略監 備蓄についてですけれども、今までは5年間、毎月20万トンずつ古くなったお米から出しています。新たに国別枠が808万トン入っていると、それが国内市場のほうに邪魔しないように20万トンから33万トンにして3年間回転させるといったことで理解しております。

○渡辺幸貫委員 それは発表されています。私が聞いているのは、古古米と古古古古米を人間が食べられるのかどうかということが問題なのです。お答えください。

○星野県産米戦略監 古くなったお米は、飼料用米とかで出しております。

○渡辺幸貫委員 3年と5年の違いを教えてくださいということです。

○星野県産米戦略監 この間、政府から5年備蓄したものを食べたという話を聞きましたけれども、耐えられないような味だったということ、3年物であれば、それよりはよいということです。

○渡辺幸貫委員 最初にそれを言ったわけです。古古米は食べられるけれども、古古古古米は食べられないというのが常識だと思っております。ですから、この5年保管と3年保管の意味するものをどう考えるかと聞きました。3年保管に変われば、業務用米に環流してくるかもしれない。政府は一円でもお金が欲しいですから、餌米にするより食用に環流できれば、粉でも何でもいいです。米粉でもビーフンでも何でもいいから環流してくればいいのです。そうすると、業務用米を中心とした国産米の価格の下落を意味するものになるのではないかということをお願いいたします。つまり7万8,400トン今回ガット・ウルグアイ・ラウンド、WTOの枠の中で買うことにしました。ところが、それで10万トンの枠もふやしました。ところが、最後にその尻拭いになれば、結局食用米を推すのか確認をしたくて聞いているのです。お答えください。

○小原農林水産部長 この備蓄米を国は5年から3年に短縮する方針を示しています。その用途ですが、国では3年に短縮したことによってどうするという説明は、いまだなされ

ておりません。しかしながら、我々とすれば3年という期間であれば、業務用米の流通として備蓄したものが流れてくるおそれがあると捉えています。したがって、この影響の取りまとめとして、業務用米を中心に国産米価格の下落が懸念されるとしています。ただ、これはどうなるかは、国ではまだ公表していません。

○渡辺幸貫委員 私もそう思って聞いているのですけれども、3年たったら、国は生産枠をやめてしまうのだと。そして、生産者が自分でつくるのが自由か知らないけれども、やれと。つまり今私たちの生命線は、餌米が去年からことしにかけてふえて、それが結局食用に回る量が減ったので、今回1,000円か1,500円ぐらい米価が上がったとほくそ笑んでいるのだけれども、ここ2年ぐらいの間にそれ自体が廃止され、餌米もなくなれば、3年備蓄のことも影響する。一挙に政府の関与がなくなった後はどうなるのか、県はどう予測しているかをお聞かせください。

○松岡水田農業課長 国は、平成30年産から生産数量目標の配分をやめ、その後については、生産者の方々が需要に応じた生産を取り組める状態にしていきたいとっております。それに向けて国は情報を提供していくとっております。ただ、県では国全体として米の需要と価格の安定が図れることが重要ということで、ことし6月、国に対して需給調整の仕組みに国の関与を残すよう要望しております。また、平成30年産以降の姿を生産者みんなで考えるためのイメージを早急に示すよう要望しています。農業者が困ることのないよう国の動向も注視しながら対応を検討していきたいと考えています。

○渡辺幸貫委員 つまり、平成30年になれば、7万8,400トンの意味も、餌米が過剰だとか、そういう意味するものの論議の基礎がなくなってしまうのではないかと思うのです。それがなかったら、国産米としての政府に対する主張の根拠を失うと思っているのですが、県はどう思っていますか。

○工藤技監兼県産米戦略室長 平成30年について今見通すのは、生産量が8万トン、そして外から入ってくる中で、米政策が具体的にどうなるか、まだ国のほうから明確な説明がありませんので難しい状況であります。

つけ加えて申し上げるならば、ことしの米、来年の米についても、今、国が重点推進県を回って、生産量を抑えようという取り組みをしています。ことしはそれで全国的な需給の中では効果がありましたが、来年、さらにその先に向けてどういうスキームで行くのか、国が全体をどうコントロールするのか、その部分がまだ不明確ですので、現時点では我々もそういう情報を収集しながら、あるべき姿、対応すべきあり方について、さらに検討していかなければならないと考えているところです。具体的な方策については、現時点ではまだ見通すことができない状況です。

○渡辺幸貫委員 私もそう思っています。したがって、今はやむを得ないからTPPが大筋合意だと。これを旗印にして、その辺の大通りなりを騒いで歩きながら、餌米とかの補助を確保しろとついでに叫んで歩くと。それが結局平成30年産以降の米の見通しをつくるのだと熱い思いで私も話をしているし、皆さんもそういう意味でTPPというのを口に出

していかないと7万8,400トンも入れればいいやと数字のマジックをただマスコミから聞いて、それで数字が合っているからいいやという安易な捉え方をされたら稲作はなくなると思っています。ましてや土地改良は、田んぼがなくなるのですから、何も土地改良をする必要がありませんから根底から変わるのです。ですから、本当にそこを認識いただいて頑張っていたいただきたいと思います。

先ほどTPPがもたらす効果に、中堅、中小企業がいながらにして海外展開ができて空洞化は抑えられるなんて言葉が必ずついて回るのですけれども、農業の世界にもこういう変化は見込めるとお考えでしょうか。県内に見込めるのでしょうか、米以外、酒以外でお答えください。

○伊藤流通課総括課長 今回TPP参加国の中で、一番有望視しているのはベトナムです。関税の下げ率が非常に大きいということと、日本食が非常にブームになっております。それで、農産物よりは水産物ですけれども、ベトナムを含めた東南アジアへの輸出に結構力を入れている県内の水産加工会社が数社あります。それから、ベトナムについては、先ほどのとおり牛肉、米、リンゴなど、生産団体を通じて出荷する可能性に非常に期待している状況です。

○渡辺幸貫委員 要するにさっき書いてあったような中堅、中小企業がいながらにして海外展開できるようなことを描けるのかを聞きたいのです。それがなければ地方銀行も海外に行けるような、要するに細かく書いてあるところに波及していくわけです。ですから、その辺はどうですかということですが、まだ描けないと書いていけばいいですね。

○伊藤流通課総括課長 確かにそこはTPPの動向も見ながら、戦略的に考えていくべきだと思います。

ただ、酒以外と言われましたけれども、まさにお酒の話をさせていただくと南部美人はいち早く輸出に取り組んでおりまして、シンガポールの日系スーパーでは日本酒の中で一番価格が高くて売り切れ状態というところもありますので、やはりそこは企業の戦略的なところも我々としてあっせんしていくところだと思います。

○高橋元委員 何枚か資料が送られてきておりましたので、その資料に基づいて補足説明いただきたいのですが、まず1点は、平成27年10月末に送られてきた、いわて森のトレ一生産協同組合の破産手続です。これによると12月17日に破産手続廃止の決定がなされる見込みですが、これに伴って久慈市では不納欠損処理の手続と県への補助金返還免除申請を行うことが想定されるというものです。県としてこれにどう対応していくのか、検討の状況についてお伺いさせていただきます。

○佐々木林業振興課総括課長 久慈市とは情報共有をやりながら、今の状況も踏まえてやっているところです。久慈市とすれば、11月17日に久慈市議会の説明会の中で御説明をされておりまして、その中で返還免除を申請するという御発言があったと承知しているところです。

久慈市から補助金返還の免除申請が出された場合につきましては、議会の議決事項とな



っていますので、県議会の皆様にきちっと説明してまいりたいと考えています。

○高橋元委員 わかりました。説明の際にまた改めてお尋ねしたいと思います。

もう一点は大原商店の設備について、10月16日に資料をいただいています。これについては、それぞれの立場でいろいろな対応を協議されているようですが、大原商店の対応については、8月に税理士に依頼して再生計画案をつくって、それを説明したとあるのです。その後、年内に公認会計士に依頼して再生計画案を作成することになっているということで、税理士の案では不十分で、さらに公認会計士に依頼して作り直しをお願いしているのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

それから、債務者が無資力に近い状態にあるということで、履行の延期が再三にわたって出てきているようですが、これについての見通しをお尋ねしたいと思います。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、大原商店の再生スキームの素案については、8月に税理士に頼んで作成し、そして債権者説明をいたしました。この件については、はっきりとした根拠等が明確になっていなかったものですから、ただ資料に基づいて全体としてこういう形で返済をしていきたい、こういう再建をしていきたいという形での説明をいたしました。ですから、それをさらに精度を上げて再生計画をつくりたいということで、その場では債権者の方々に合意を得ていたところでもあります。そして、その後、公認会計士に依頼し、さまざまな決算書類等を提出した上で、今再生計画の案を作成中です。ある程度固まっていると聞いておりますが、今その内容の精査をしているということです。

それから、大原商店の履行延期につきましては、再生計画の中身が今後どのようなようになるのか、どのような返済計画が示されるのか、この辺を注視してまいりたいと思います。

○高橋元委員 確実性のある計画かどうか見てみると、まだわからないということだと思います。県として補助金相当額の早期返納を求めていくという最後のくだりもあるわけですけれども、この計画案がはっきりしてこないと早期になるのか、あるいは3年が5年なり、あるいは10年という長期スパンになるのか、かなりおくれる場合は、今までの事例ですと何かしらの措置も考えていかなければならないと思いますが、その辺は他の事例を参考にしながらどう想定されるのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 現段階では、遠心分離機については3年間の延期、補助金交付契約を解除した案件については10年間の延期をしております。再生計画なるものが近々出てくると考えておりますが、どのような形で出てくるのかを見た上で再度考えていきたいと思っておりますし、しっかりとした計画が出ることを期待したいと思っております。

○高橋元委員 第一義的には久慈市冷凍水産加工業協同組合になるわけですが、ここは無資力状態、あるいは近い状態にあるということで、今後の経営の見通しは大丈夫なのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 久慈市加工協につきましては、加工事業を

中心に経営しておりますけれども、事業そのものにつきましては通常どおり経営しているものと見ております。ただ、震災により久慈市加工協も相当な被害を受け、そして再生するために補助金を導入いたしました。それにつきましても自己資金の分があるということもありまして、大原商店の分を即そのまま返すことにつきましては、現段階では経営的に厳しいものがありますので、大原商店からの返還をもって県への返還に充てていくことにしているところです。

○**渡辺幸貫委員** 今お話がありましたけれども、魚の処理施設が用途外になって鳥だったのです。おかしいということになって、2月に見つかったのです。もちろんグループ補助金で11億円と4億5,000万円の新品のものを入れたわけですから、設置した業者は金が取れぬかしらぬということで、3月になったら、遠心分離機1基だけを財産処分をして、これはもうやむを得ないということで競売にかかって、たった138万円で落札があったのです。それは誰かが、恐らく10分の1ぐらいで落札したのでしょうか。売ったときはその10倍ぐらいで売ったのに1割ぐらいで落札して、誰かに5割か何かで売ったかしらぬとも思うのですが、この遠心分離機は3基あるうち1基だけ売った。この1基というのは、3基とも同じ能力だとすれば、一つ売っただけで操業の稼働率は66.66%に落ちるのではあるまいかと心配をするのですが、その再生計画の中で、県も私と同じ思いで心配しているかどうかを伺います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** やはり経営当初は3基あって正常に稼働する計画を立てたものですので、フル操業する場合は3基必要なものと考えております。ただ、現在2基ありまして、何とかその2基で操業している状況です。操業的にはフル稼働するために3基が必要になってくるということで、再生計画の中でこの辺も検討するようになっています。

○**渡辺幸貫委員** つまり3基が同じ能力だとすれば、オートメーションの流れの中では私が言ったとおり66.66%しか能力は発揮できないという計画しかできないのではないかと。ということが一つと、総工費4億5,000万円のイカ内蔵、ホタテ廃棄処理機器については動いているのですか。動いていないのではないですか。どうなのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 現在3基あったものが2基になっておりますが、現在の大原商店の施設の加工能力、昨年度の加工実績を踏まえますと、2基でもまだ余裕がある状況です。3基ですと、現段階の3倍ぐらいの能力があるので、現段階では対応できていると考えておりますが、フル稼働するためには3基整備していかなければならないということです。

それから、鳥の施設ですけれども、現段階では鳥施設そのものは稼働しておりません。これを今後も鳥で使用していくという話は聞いておりませんし、大原商店では仮にできるのであれば魚の下処理のために使いたいという考え方もあるやに聞いております。この辺も再生計画の中で今もんでいるものと考えております。

○**渡辺幸貫委員** その下処理は、イカの内蔵、ホタテの廃棄物のことを指しているのです

か。イカの内臓やホタテはあの黒い部分にヒ素がある。そうすると、それは非常に難しい処理だと思うのです。そこをお認めになって操業させるのか、それ以外の骨のあるような魚のほうの計画を立てさせるように考えるのか、その辺はどう思うのか、お願いします。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 確かにイカの腑などにはヒ素やカドミウムなどが含まれていることは伺っております。ですから、それらについては、やるとすればしっかりとした処理が必要になってまいります。現段階ではどのような形で下処理するかまでは、はっきりと踏み込んだ話にはなっていないところでありますので、この辺もあわせて検討していくものと思っております。

○**渡辺幸貫委員** 要するに鳥の施設をやった時点で、それを大原商店に追及しなければならないと思うのです。なぜあなたはやったのかと。あなたは、鳥をやったということは硫化水素が発生することがわかっているのかと。周りに50件の加工業協同組合の皆さんがいるそんな狭いところで、そういう危険なことをやれると思ったのかと。大体そういう意図そのものがやましいのではないかと。そういう原因、結果がなければ、県も市も許して、まあ、あなたとりあえずこれやりなさいなんて大原商店に言えないと思う。ただ、ほかの50件のグループ補助金の皆さんも全部久慈市の水産業が潰れてしまったら大変だから、こうだという大岡裁判みたいなことをやらなければならないと思うのです。ですから、その辺の原因追及だけはしっかりやっているのかどうなのか。もし、なぜ鳥をやったかということを知っているのであれば、お聞かせください。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 今回の事案が発生した段階で、本人にそのようなことを確認いたしておりますが、本人からの明確な返答は得られておりません。

また、久慈市や県北広域振興局水産部を通じて、そのような状況なども確認をしたところでありますが、その辺の原因、あるいは考え方は、現在もうまく聞き出せない状態です。

○**渡辺幸貫委員** つまり鳥の廃棄処理をやったということは、動物性を処理するという意図があったのだと思うのです。それに対する許可はどうなのか。水産部ではなくて別のほうですが、そんなことを思っているからやったのだらうと思うけれども、ではどうやってやるかという、明確に言わないところを見ると、どこかに後ろ盾があったのだと思うのです。だけれども、それが簡単に久慈市加工協や大原商店を潰したことによって、その機械そのものを誰かが10分の1で買って、そこで鳥をやり始めたりしてからでは久慈市の皆さんが大被害を受けるもとだと思うのです。グループ補助金の返還はやられるわ、そして硫黄の害まで受けるようなことになったら大被害だと思うのです。太田油脂にも頼みに行ったり、いろいろなことやっているみたいだけれども、今後の収支の仕方、そして再生計画の出し方についてはすごく注意を払ってもらって、県全体としてこれらをどう処理するか、大きな目で見ながら指導してやらないと、とても大原商店が出してくると思えないし、ましてや税理士や公認会計士がこの深い問題を、そういう許認可の問題までわかって計画をつくると思えないので、その辺は今後ともよく注視して出してもらいをお願いをしたいのです。何かあればお答えください。

○小原農林水産部長 大原商店ですが、さまざまな視点から判断しなければならないと考えています。税理士の計画は、あらあらの数字だけ並べていたもので、それをしっかりした根拠のある数字のものをつくっていただきたいということで、公認会計士を含めて再生計画をつくっている状況です。

その中で、今の鳥の施設をどうするかということですが、現在こちらで把握している限り、鳥の施設として使う話は来ていません。フィッシュの施設としてうまく活用することができないかという方向で調整が進められていると。あるいは、それも使わないという選択肢もあるやにも伺っています。それらの検討を進めているということですので、当然それが鳥ということになりますと環境サイドとの調整も出てまいります。ただいま御指摘いただいた視点も含めながら今後しっかり対応してまいります。

○吉田敬子委員 木炭と漆の生産についてお伺いしたいのですが、それぞれの生産量と生産者についての最近の傾向についてお伺いしたいと思います。

あと、木炭と漆は全国的にも岩手県の生産量が多いと把握しているのですけれども、その件についての県の取り組み、推移について改めてお伺いいたします。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、木炭につきましては、平成 26 年の本県の生産量が 3,300 トンで、全国生産量の約 3 割を占め、全国 1 位となっています。生産者につきましては、平成 26 年度で 481 人となっているところです。それから、木炭振興に向けた県の取り組みですけれども、国の補助事業がありまして、炭をつくる窯の整備もやっていますし、岩手県木炭協会と連携しまして生産技術の普及指導を行う製炭技師、チョコレートマイスターの養成でありますとか、木炭品評会の開催を通じた技術研さんといったことで生産技術の向上を図っています。

漆につきましては、平成 26 年ですが、年間 650 キログラムとなっています。生産者につきましては、平成 26 年で 26 人になっています。それから、県の漆の振興を図っていく事業ですけれども、課題が二つありまして、一つは後継者の育成、それから漆資源の適正な方針です。まずは後継者の育成で申し上げますと、二戸市が漆かき技術の習得に向けた研修を行っておりまして、そういったものに現地機関を通じてご支援申し上げるといったのがあります。

それから、漆林の適正な資源管理につきましては二戸農林振興センター林務室で漆林の広域管理研修をやっているや、林の所有者でありますとか職人の方を対象に漆の木の除間伐でありますとか萌芽更新作業について研修を行っているところです。

○吉田敬子委員 木炭については、全国でも生産量 1 位ですけれども、漆が現在どのくらいだったか教えていただきたいことと、木炭は黒炭と白炭があつて、白炭は南部鉄器をつくる際に使用すると伺ってございまして、先日雫石町で白炭を生産されている方にお話を聞いたら、自分以外に人数が少なくなっているというお話を聞いて、南部鉄器はせっかく世界に誇るもので海外にも輸出しているのだけれども、南部鉄器をつくる際の白炭は県内だけではないところからも使っている状況ではないかというお話を聞きました。

あとは、漆も、国ではこれから文化財の保護に関しては基本的に国産をやっていくということなので、木炭と漆は、岩手県でも少ないかもしれないのですけれども、岩手らしきがあり、やはり力を入れていくべきではないかと思っています。以前いただいた資料だと木炭も漆も微量ではありますけれども、生産者が減っている状況でしたので、県は今後木炭生産と漆生産に関してどのように取り組んでいくつもりなのか、今後の見通し、取り組み意欲をお伺いしたいと思います。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、漆につきましては、本県の生産量が大体 650 キログラムで、全国が生産量が 1,000 キログラムほどですので、6割から6割5分ぐらいが本県の占めるウエートになります。

それから、白炭、黒炭については、昔からの歩みで、白炭を中心につくっている地域、黒炭を中心につくっている地域があります。本県の場合は黒炭が中心ですので、県とすれば技術の蓄積がある黒炭の分野で、いかにしていいものをつくっていくか、その技術をいかにしてその次の世代につないでいくかというところをしっかりとやっていくということになります。

それから、漆と木炭の県の支援の見通しですけれども、漆、木炭とも本県が日本に誇れる重要な位置を占めている産業でありますので、そこのところについては人材を育てていくこと、生産するための材料なり加工技術がしっかりと守られていく取り組みを県としても支援していくことを考えています。

○吉田敬子委員 ぜひどちらも積極的に人材育成を行っていただきたいことと、商工労働観光部サイドの伝統工芸のほうでの育成の部分で、販路の拡大のほうがメインになっていると思うので、ぜひ人材育成とあわせてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員 肉用牛の水田放牧についてお伺いしたいと思います。

岩手県内を回っていますと中山間地域、耕作放棄地、非常に小さい田んぼ、あとは高齢の方の姿が浮かびますが、やはり何とかしていかなければいけないと考えます。今県内の肉用牛は、どんどん価格が上がっています。これは生産農家が減っているからだと言われております。担い手も限られてくる中山間地域の小規模の水田補助が非常に多いわけですけれども、そういった中で、水田を利用した水田放牧が非常に有効な農地の活用だと考えておりますけれども、この課題として飼料生産の制約があったり、放牧間の問題があったりする中で、県としては来年度から積極的に取り組んでいくと聞いておりますが、過去の実態、来年度に向けた見通しはどうなっているかお聞きしたいと思います。

○小岩畜産課総括課長 水田放牧につきましては、高齢化であるとか担い手不足を見た場合に、所領管理ができるという観点からも進めていくべきだと考えております。震災前ですけれども、特にも県南地域を中心にかなり水田放牧が行われておりました。震災がありまして放射能の影響対策で放牧ができなくなったことで、昨年度まで除染を進めてまいりまして、再度水田放牧ができる状況になりましたので、今年度から、繁殖雌牛も導入でき

て、牛舎周りの水田を含めた放牧をしながら所領管理をする県単事業の農畜産業振興事業を活用して水田放牧を推進しておりまして、来年度に向けましては、さらに力を入れていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 具体的にその事業を活用し水田放牧をされている農家はどの地域にどのぐらいの戸数があるか、わかれば教えてください。

○小岩畜産課総括課長 具体的な地域名と農家戸数ですが、今持ち合わせていませんけれども、沿岸地域につきましては、これまで水田放牧に限らず放牧はやっていなかったのですが、今、分娩前後だけは牛舎に入れますけれども、それ以外は牛舎周りの放牧地や水田等で放牧するような周年放牧の技術が畜産研究所等で証明されまして、それを進めておりますし、あとは冬場もということを考えれば県南地域でそれを進めてまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 非常に期待している農家も多いものですから、ぜひこれからも注力して取り組むようお願いしたいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りをいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、TPP協定に係る国の対応等について及び秋サケの漁獲状況についてとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。